

邱和順 台湾



© Radio Taiwan International

邱和順が拘禁されてから23年以上たつ。彼は、台湾で最も長く裁判が続いている刑事事件の、最も長く拘禁されている刑事被告人である。邱和順の弁護団は先日、この事件を「我が国の司法の歴史の汚点」だと表現した。

邱和順と11人の共同被告人は、拷問されて自白したと述べており、また拘禁されて最初の4カ月間は、誰とも連絡をとらせてもらえなかったと言っている。捜査・尋問に弁護士が立ち会うことも許されなかった。

邱和順と共同被告人らは後に、自白を撤回した。彼らはまず、1987年に起きた2件の別々の事件(陸正-9歳の男児-に対する誘拐殺人と、柯洪玉蘭に対する殺人)について、地方法院で裁判にかけられた。

高等法院は、警察の取調べ中に暴力や脅迫があったことを認定した。しかし、自白全体を証拠から除外することはせず、被疑者への暴行が明瞭に聞こえる尋問テープの部分だけを除外した。自白には、主要な事実について相互に矛盾したり食い違ったりする点もあった。

邱和順は強盗・誘拐・殺人の罪で、1989年に死刑判決を言い渡された。死刑判決だったのは邱和順だけで、他の11人の共同被告人は10年から17年の有期刑だった。

邱和順の事件は、高等法院と最高法院との間で11回も行ったり来たりして、再審が繰り返された。台湾では、死刑事件はすべて最高法院での承認が必要である。最高法院は疑問の余地のある事件を、再審のため高等法院に差し戻す場合もあり、再審中に弁護側から新たな証拠が提出されることもある(この過程に回数制限はない)。

1994年、陸正の事件を担当した2人の検察官と10人の警察官が、拷問によって自白を引き出したとして有罪判決を受けた。さらに警察は2003年、別の死刑囚が、執行される直前に陸正と柯洪玉蘭の2人を殺したと自白していた事実を隠ぺいし調査を怠ったことを認めた。

邱和順と共同被告人らが2009年に高等法院での10回目の再審でまたも有罪判決を受けた後、最高法院はあらためて、この事件の裁判には誤りがあると判断し、とりわけ、強要された自白に基づく有罪判決であるとの申立てに言及した。

最高法院は、高等法院に再審のため11回目の差し戻しを行った。しかし2011年5月、高等法院はやはり邱和順の死刑判決を承認した。この判決の後、邱和順は法廷で次のように述べた。「私は誰も殺していません。なぜ裁判官は、思い切って私を無罪だと認めないのでしょうか」。2011年7月28日、邱和順は最高法院への上訴を却下された。そして翌8月25日には、

“ 私は誰も殺して
いません。なぜ裁判官は、
思い切って私を無罪だと
認めないのでしょうか ”

邱和順

拷問と虐待

恩赦手続の欠如

再審を求める特別上訴申請を検事総長が却下した。邱和順はいつ処刑され
てもおかしくない状態である。

台湾は国連に加盟していないが、2009年に市民のおよび政治的権利に関する国際規約を批准し、同規約の条項を国内法・政策・慣例に合致させる法律を制定した。2003年に刑事訴訟法が改正され、自白を唯一の証拠として有罪とすることができなくなった。またこの新たな刑事訴訟法では、拷問によって引き出された情報を、法廷で証拠として採用することを禁止している。しかし邱和順のケースが示すように、こうして得られた証拠は未だに利用されている。恩赦と減刑を求める権利は恩赦法に定められているが、その権利を行使するための手続きは存在しない。恩赦申請の結果を待っている間に死刑が執行されている。2010年4月には、弁護士にも親族にも知らされないまま4人の死刑囚が処刑され、これにより2005年から続いていた非公式の執行停止が途切れた。政府は2000年以降、死刑廃止の意向を繰り返し明言している。

今すぐ行動を！

法務大臣に以下の要請をしてください。

- ★ 法的またはその他の可能なあらゆる手段を使って、
邱和順の死刑執行を止めるよう要請する
- ★ 拷問や虐待の申立てを調査し、そのような強要によって
引き出されたすべての供述が、あらゆる再審から完全に除外
されることを保障するよう要請する
- ★ 邱和順が、公正な裁判の国際基準を満たす手続きによって、
再審を受けることを保障するよう要請する
- ★ 死刑の全面廃止に向けて、すべての死刑執行と死刑判決を
停止するよう要請する
- ★ 法律を改正し政策や慣例を変更して、国際基準にあった
公正な裁判を保障するよう要請する
- ★ 死刑判決を受けた人々が、国際基準に沿って恩赦
あるいは減刑を申請する権利を行使する、効果的な
機会を得られることを保障するよう要請する

宛先(法務大臣)

Minister of Justice
Ministry of Justice
No. 130, Sec. 1, Chongqing S. Rd.
Zhongzheng Dist.
Taipei City 100, Taiwan
eメール: tyftp@mail.moj.gov.tw

デヴェンデル・ パル・シン インド



© Amnesty International

デヴェンデル・パル・シン(別名ダヴィンデル・パル・シン・ブラール)は1995年1月、偽造書類で旅行したとして、ニューデリーの国際空港で警察に逮捕された。

警察は、逮捕後デヴェンデル・パル・シンが1993年にデリーで起きた9人が犠牲となった爆破事件に関与したことを自白した、と言っている。この自白供述は、デヴェンデル・パル・シンが最初に拘束され、弁護士がついていなかった時に作成されたものだった。

デヴェンデル・パル・シンは、後に自白を撤回し、次のように述べた。「(私は)暴行を受け、消す(超法規的に処刑する)と脅され、何枚かの白紙の調書に署名させられました」。彼は、自白とされている供述を引き出す際に「強要と拷問」があったことを訴える申立書を、最高裁判所に提出した。

最高裁判所にあてた申立書の中で、デヴェンデル・パル・シンは、「治安判事の法廷での審理に向かう途中で(拷問されたことについて)法廷で何か言えばパンジャブ警察に引き渡して消すと言われた」と述べている。

デヴェンデル・パル・シンは1987年、テロおよび破壊行為(防止)法(TADA)に基づいて裁判にかけられた。この法律は、数千人の人々を恣意的に逮捕し、拘禁・拷問するために乱用されたため、国内外の人権団体から広く非難されたことを受けて1995年に失効したが、1995年以前に起きたテロ犯罪の被疑者は、引き続きこの法律によって訴追されている。

デヴェンデル・パル・シンに不利な唯一の証拠は、撤回した自白だった。インドの一般法では、司法治安判事の前で行われた自白のみが、証拠として認められる。警察での自白は証拠として認められない。しかしTADAでは、警察での自白も裁判で認められることになった。

デヴェンデル・パル・シンは司法治安判事の前に引き出された。自白が任意に行われたものかどうか、司法治安判事が証明することになっている。しかしこの司法治安判事は、たった1つの質問をただけだった。それは、自白供述がある特定の日に記録されたものかどうか、という質問だった。この判事は供述調書を実際に見なかっただけでなく、警察官が審理に立ち会うのを許可した。

2001年8月、デヴェンデル・パル・シンはTADA特別法廷で、テロ行為による致死や殺人共謀など様々な罪で有罪となり、死刑判決を言い渡された。通常は、第一審裁判所で言い渡された死刑判決はすべて、自動的に高等裁判所で再審理され、さらに最高裁への上訴の道もあるが、TADAの下では、上訴は最高裁のみにしか申立てができない。

“自白の供述が任意でないことを示して裁判所を納得させる責任は被告人にある”

デヴェンデル・パル・シンの拷問の申立てに対する最高裁判所の回答、2002年3月

拷問と虐待

特別法廷

死刑判決は、2002年3月に最高裁判所で承認された。しかし3人の判事のうち1人は、有罪の証拠がなくあいまいな自白は、死刑判決の根拠にはなり得ないとして、デヴェンデル・パル・シンを無罪だと結論づけた。

2002年12月、同じ最高裁判事らによって、再び2対1で再審請求が却下された。大統領への恩赦請願は2011年5月に却下されたが、大統領恩赦を申請してから却下までに時間がかかったことを理由に、2011年8月23日に最高裁判所が減刑嘆願申請を受理した。

台湾では殺人・殺人共謀・一部の薬物犯罪・反テロ法に規定された犯罪など多くの犯罪に、未だに死刑が適用されている。死刑判決は引き続き言い渡されており、2008年末の時点で少なくとも345人の死刑囚がいたと考えられる。最後の死刑執行は2004年で、その前は7年間執行がなかった。1992年以降「反テロ法に規定された犯罪」で死刑を執行された人はいないが、デヴェンデル・パル・シンを含む8人がこうした法律で有罪となり、処刑される危険の中にいる

今すぐ行動を！

首相に以下の要請をしてください。

- ★ デヴェンデル・パル・シンが、公正な裁判の国際基準を満たす手続きによって再審を受けることを保障するよう要請する
- ★ デヴェンデル・パル・シンの拷問と虐待の申立てを調査し、そのような強要によって得られたすべての供述が、あらゆる再審から完全に除外されることを保障するよう要請する
- ★ 死刑の全面廃止に向けて、すべての死刑執行と死刑判決を停止するよう要請する
- ★ 法律を改正し政策や慣例を変更して、国際基準にあった公正な裁判を保障するよう要請する

宛先(首相)

Prime Minister

South Block, Raisina Hill

New Delhi 110 001

ファックス:+9111 2301 9545

ウェブサイト

<http://pmindia.nic.in/feedback.htm>

ヨン・ヴィ・コン シンガポール



© Save Vui Kong Campaign

9歳のマレーシア人男性ヨン・ヴィ・コンは、ヘロインを47グラム所持していたことで、2007年にシンガポールで逮捕された。ヨンは早くから学校に行かなくなり、お金を稼ぐために微罪を犯すようになっていた。

シンガポールの薬物乱用法では、15グラムを超えるヘロイン所持で逮捕された者は、薬物取引で有罪と推定され、必ず死刑になる。ヨンはこの有罪推定に対抗できないまま、2008年に高等裁判所で死刑判決を言い渡された。情状酌量を検討したり、死刑ではない刑を言い渡したりする裁量権が、裁判所にはなかった。

弁護団は上訴したが、ヨンは2009年4月、仏教を信仰してきたので自らの罪を認めたいと言ってこれを取り下げた。ヨンは、まだ若年であることを理由に大統領に恩赦を申請したが、2009年11月に却下された。

ヨンの弁護士、M.ラヴィは薬物取引に絶対的法定刑としての死刑を科すことは違憲であると異議を申し立てて上訴し、同時に恩赦手続きの法的見直しを求めた。しかし上訴裁判所は2010年5月、薬物取引に絶対的法定刑としての死刑を科すことは違憲であるとの異議申立てを却下した。1980年以降、同様の異議申立てが却下されるのは、これで3度目である。

上訴裁判所は、憲法に定められている生きる権利は、非人道的な刑罰を禁止するものではなく、そこから敷衍して、絶対的法定刑としての死刑を禁止してもいないと判断した。また同裁判所は、非人道的な刑罰であり生きる権利の侵害だとして、絶対的法定刑としての死刑を禁止している国際慣習法も否定した。

恩赦手続きの法的見直しを求める際、M.ラヴィ弁護士は、法務大臣がこの事件についてコメントした内容が原因で、恩赦の権限を持つ機関が先入観を持っていたため、手続きの公平性についての一般原則が損なわれたと主張した。この主張は、2010年8月に高等裁判所で却下された。上訴裁判所は、高等裁判所決定に対する異議申立てを2011年4月に却下し、ヨンの死刑が確定した。

大統領は、内閣の勧告に従って恩赦を行うことができるだけで、ほとんど裁量権はない。シンガポールでは、死刑囚の恩赦は1965年の独立以来わずか6件だけという。

“絶対的法定刑としての死刑というとき、それは、裁判官には基本的に裁量の余地がないということです。ただ目を閉じて...そして執行。その人の生い立ちなど諸々のことは見なくてすむのです”

M.ラヴィ、ヨン・ヴィ・コンの弁護士

絶対的法定刑としての死刑

無罪の推定を受ける権利の欠如

シンガポールは世界で最も死刑執行率が高いことで以前から知られているが、近年執行数は減少している。政府の統計によれば、死刑の執行数は、2007年に3人、2008年には6人、2009年には5人、そして2010年には0人だった。死刑相当犯罪は12以上あり、殺人・扇動・重大な火器犯罪・薬物取引には必ず死刑が適用される。

シンガポールは市民的および政治的権利に関する国際規約の締約国ではないが、国際慣習法に基づき、生きる権利を尊重し、拷問およびその他の虐待を完全に禁止する義務がある。

今すぐ行動を！

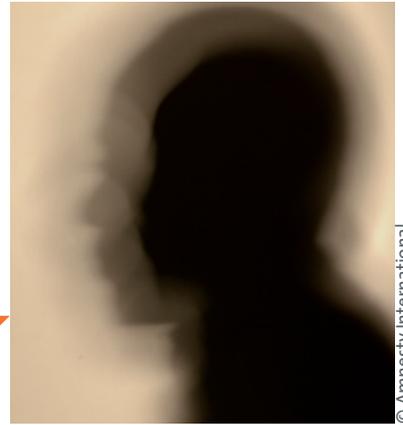
当局に以下の要請をしてください。

- ★ 法的またはその他の可能なあらゆる手段を使って、ヨン・ヴィ・コンの死刑執行を止めるよう要請する
- ★ 死刑の全面廃止に向けて、すべての死刑執行と死刑判決を停止するよう要請する
- ★ 法律、とくに無罪推定を覆すような法律を改正し、政策や慣例を変更して、国際基準にあった公正な裁判を保障するよう要請する
- ★ 絶対的法定刑としての死刑の廃止を要請する
- ★ 市民的および政治的権利に関する国際規約の批准を要請する

宛先(大統領)

The President
Office of the President
Orchard Road, Istana
Singapore 0922
eメール: s_r_nathan@istana.gov.sg

レザ・モハメド・シャー・
ビン・アフマド・シャー
(レザ・シャー)
マレーシア



© Amnesty International

19歳のレザ・モハメド・シャー・ビン・アフマド・シャー(レザ・シャー)は、2000年8月14日の夜、クアラルンプール郊外の不法占拠地区で警察に逮捕された。警察によれば、レザ・シャーは警察官に声をかけられた時、持っていたビニール袋を捨てたという。

警察はそのビニール袋を見つけ出し、中に800グラム近い量の大麻が入っていたと発表した。レザ・シャーは「袋の中身を知らなかった」と言い、「警察官に殴られてビニール袋を捨てた場所を言わされた」と法廷で証言した。

逮捕後、レザ・シャーはブリックフィールズ地区警察本部に拘禁された。この警察署については、拷問や虐待が行われ、拘禁中に死亡するケースもあるとの申立てが後を絶たない。

レザ・シャーは裁判まで2年間拘禁され、2002年8月に、ようやく裁判にかけられた。そして795.3グラムの大麻を所持したとして、クアラルンプールの高等裁判所で、1952年危険薬物法に基づき有罪となった。

この法律には、危険な薬物を所持しているところを発見された者は「そうでないことが証明されるまでは、(その薬物を)所有していたとみなされる」と定められている。またこの法律では、そうでないことが証明されない限り、所有者はその薬物がどのような性質のものであるか、知っていたとみなされる。さらに、危険薬物を所有していたとされた者は、薬物取引についても有罪とされ、必ず死刑が科される。

このようにこの法律では、有罪が立証されるまでは無罪推定を受ける、という被疑者の権利がなく、逆に、無罪が立証されるまでは有罪推定を受ける。検察が合理的な疑いを超えて有罪を立証したものを根拠にしてではなく、法律に基づく有罪推定のみを根拠に判決を出したと明言した上で、裁判官が薬物取引に無条件に死刑を言い渡すケースが多い。

レザ・シャーの場合、主張された量の薬物をレザ・シャーが所有していたことを第一審裁判所が認定した場合、法律上、刑の選択の余地はなく、薬物取引で有罪となり、必ず死刑が科されることになる。そしてその通りになった。

2006年、プトラジャヤの上訴裁判所が第一審裁判所の判断を覆した。上訴裁判所は、レザ・シャーが袋の中身を知っていたことを検察が立証していないと判断し、レザ・シャーを薬物所有のみで有罪とし、取引については罪を問わず、18年の拘禁刑と10回の鞭打ち刑を言い渡した。

“マレーシアが死刑を廃止する時が来ています... 完璧な刑事司法制度はありません。人の生命を奪っておいて、何年もたってから、真犯人は別の人間だったことがわかる。そうなったらどうします？”

マレーシアのナズリ・アブドゥル・アジズ法務大臣、ブログサイト「オンライン・シチズン」より、2010年8月31日

絶対的法定刑としての死刑

無罪の推定を受ける権利の欠如

2009年1月、検察が上訴して、連邦裁判所が上訴裁判所の判決を覆し、レザ・シャーは薬物取引について無罪を立証していないと結論づけ、死刑判決が復活した。

上訴のための法的手段を使い果たした後、レザ・シャーは国王に減刑嘆願を行った。結果はまだ出ていない。

2011年4月、マレーシアの内務大臣は、1960年以降441人が処刑され、2011年2月現在696人の死刑囚がいると発表した。死刑囚の大半は、薬物取引に絶対的法定刑としての死刑を定めた1952年危険薬物法に基づいて死刑判決を受けている。殺人にも同じく必ず死刑が適用される。2009年、マレーシアは国連で、薬物取引に対する最高刑を死刑から終身刑に変更することを検討中だと述べた。マレーシアは、市民のおよび政治的権利に関する国際規約も国連拷問等禁止条約も批准していないが、生命の恣意的な奪や拷問・虐待を禁止する国際慣習法には法的に拘束される。

今すぐ行動を！

当局に以下の要請をしてください。

- ★ 法的またはその他の可能なあらゆる手段を使って、レザ・シャーの死刑執行を止めるよう要請する
- ★ 死刑の全面廃止に向けて、すべての死刑執行と死刑判決を停止するよう要請する
- ★ 法律、とくに無罪推定を覆すような法律を改正し、政策や慣例を変更して、国際基準にあった公正な裁判を保障するよう要請する
- ★ 絶対的法定刑としての死刑の廃止を要請する
- ★ 市民のおよび政治的権利に関する国際規約の批准を要請する

宛先(国王、最高国家元首)
King and Supreme Head of State
Istana Negara
50500 Kuala Lumpur
Malaysia
eメール: anifah@kln.gov.my
(Datuk Seri Anifah Aman外務大臣
経由で送付)

冷国权 中国



© Private

海産物商人の**冷国权**は2009年12月16日、遼寧省丹東市の中級人民法院で、死刑判決を言い渡された。罪状は、薬物の密輸・取引をしている犯罪集団のリーダーであることだった。不公正な裁判で有罪が言い渡された。証拠は自白と目撃証言だったが、証人たちは後に供述を撤回したり、冷国权に不利な証言をするよう拷問された、と述べたりした。

冷国权は一貫して無実を主張し、自白は拷問によるものだと述べた。冷国权は2009年1月19日に拘束され、警察特殊部隊による尋問で3日3晩拷問されたと言った。3人の警察官が冷国权の両腕を背中で縛り、頭を両足の間に押し込んで殴った。それから警察官らは巻いた紙の端に火をつけ、もう一方の端を冷国权の鼻の穴に詰め込み、口をふさいで炎の中で息をさせた。2009年1月からこれまでに、冷国权は少なくとも4回、尋問され拷問を受けている。

冷国权は、2009年から鳳城郡の拘禁センターに収容されている。当初は偽名(Chen Dong)で収容されていたが、これは弁護士や家族が冷国权の居場所を見つけ出さないようにするためだったと思われる。拘禁場所が明らかになってからは、面会の許可が出ていない。

家族はこれまで4人の弁護士に依頼した。最初の弁護士は当局に辞任させられ、2人目と3人目には接見の許可が出なかった。4人目の弁護士がようやく第一審開始前に接見することができた。

この弁護士は、2009年7月に丹東市検察局に対し、依頼人が拘禁中に拷問を受けたことを申し立て、調査を求めた。2010年8月、遼寧省検察局は、拷問の申し立ては根拠がないと結論付けた。

冷国权の弁護士は裁判で、重要証人に反対尋問する機会を与えられなかった。実際に証言をした人々は、以前の供述を撤回した。検察側には、冷国权の有罪を主張する証人の供述を裏付ける物的証拠がなかった。

2010年12月7日に行われた遼寧省高級人民法院での上訴審で、冷国权は法廷で頭部、両手首、両足の傷を見せ、拷問によるものだと述べた。弁護側として呼ばれた56人の証人のうち、法廷で証言できたのは3人だけだった。2011年5月6日、遼寧省高級人民法院は「事実についてあいまいな点がある」「証拠がない」という理由で事件を差し戻し、再審を命じた。再審は2011年10月10日に始まった。

“それから警察官らは巻いた紙の端に火をつけ、もう一方の端を彼の鼻の穴に詰め込み、口をふさいだ。”

拷問と虐待

弁護士を付される
権利の侵害

薬物関連犯罪など非暴力犯罪を含め、少なくとも55の犯罪に死刑が適用される。毎年数千人が処刑されている。これは他の世界中の執行数の合計よりも多い。正確な執行数は、相変わらず非公開である。

2007年、最高人民法院がすべての死刑判決を最終的に再審理する権限を復活させた。最高人民法院は、死刑判決を承認することもできるし、再審のために下級審に差し戻すこともできる。この結果死刑の執行数は大幅に減少したと当局は伝えたが、それを確認するすべはない。最高人民法院が死刑判決を承認すれば、執行はすぐに行われる。憲法では行政機関に「特別恩赦」の権限が与えられているが、個人が恩赦や減刑を求める手続きは存在しない。死刑事件を含めたすべての裁判が、公正な裁判の国際基準を満たしていない。中国における刑事事件の有罪率はほぼ100パーセントである。

今すぐ行動を！

当局に以下の要請をしてください。

- ★ 法的またはその他の可能なあらゆる手段を使って、冷国権の死刑執行を止めるよう要請する
- ★ 冷国権が、公正な裁判の国際基準、とくに十分な法的支援を受ける権利に関する国際基準に沿った手続きによって、再審を受けることを保障するよう要請する
- ★ 拷問や虐待の申立てを調査し、そのような強要によって得られたすべての供述が、あらゆる再審から完全に除外されることを保障するよう要請する
- ★ 死刑の全面廃止に向けて、すべての死刑執行と死刑判決を停止するよう要請する
- ★ 法律を改正し政策や慣例を変更して、国際基準にあった公正な裁判を保障するよう要請する
- ★ 死刑囚が、国際基準に沿って恩赦あるいは減刑を申請する権利を行使する、効果的な機会を得られることを保障するよう要請する
- ★ 市民的および政治的権利に関する国際規約の批准を要請する

宛先(遼寧省高級人民法院長)

President of the Liaoning
Provincial Higher People's Court
Liaoningsheng Gaoji Renmin
Fayuan
132 Huigongjie, Shenhequ
Shenyangshi 110013
Liaoningsheng
People's Republic of China
eメール: Infy_mygt@chinacourt.org
または lngfjb@126.com

袴田巖 日本



1936年生まれの前ボクサー、**袴田巖**は、1966年に殺人で逮捕され、1968年に死刑判決を言い渡された。

警察は逮捕後、1966年8月18日から9月9日までの23日間にわたって徹底的な取調べを行った。袴田は毎日平均12時間におよぶ休憩なしの取調べを受け、このうち3回は、取調べが14時間以上におよんだ。20日後、袴田は「自白」し、その3日後に起訴された。この間に袴田は、犯行を自白したとされる一連の文書に署名した。後に袴田は、さらに別の自白調書にも署名したが、それは検事が用意したものだった。

袴田は裁判で、拘禁されている期間は水も食べ物も与えられず、トイレにも行かせてもらえず、殴られたり蹴られたりしたと主張して、取調べ中の供述を撤回した。姉あての手紙の中で袴田は次のように書いている。

「取調べ官の1人が僕の親指をインクパッドにつけ、自白調書の上に持って行って、『ここに名前を書け!』と命令して、どなったり蹴ったり腕をひねりあげたりした」

袴田は裁判前、3人の弁護士と1回ずつ、計3回の短時間の面会をただけだった。1968年の静岡地方裁判所での審理で、判事らは、検察が提出した袴田の署名入りの自白調書は、任意に署名されたものではないのではないか、という懸念を示した。提出された45通の調書のうち、任意に署名したとみなされたのは1通だけで、残りは証拠として認められなかった。袴田は有罪となり、死刑判決を受けた。1980年、最高裁判所は死刑判決を支持した。

2007年、静岡地方裁判所で1968年に袴田に死刑判決を言い渡した3人の判事のうちの1人、熊本典道が、袴田は無罪だと思っていたと語った。

「客観的に見て、袴田がやったという証拠はほとんどなかったのです。でも、捜査官は最初から袴田が犯人だと考えていました。だから警察はその観点から捜査をしたのです。警察はすでに逮捕していた袴田を、勾留して自白させました」

熊本典道は袴田の無実を信じながらも死刑判決を下さざるを得なかった。「私は良心の呵責に耐えかねて、裁判官という職業を辞めました...大変な罪悪感でした」

袴田の弁護団は1981年に再審請求したが、1994年に最高裁で棄却された。2008年に静岡地方裁判所に対して行われた二度目の再審請求の結果は、まだ出ていない。

“袴田巖が無罪だと、私以外の2人の裁判官を説得することができなかったために、有罪の判決を言い渡さざるを得ませんでした。判決は多数決で決まるのです。私としては、判決文を書かなくてはならなかったことは良心に反したことでした。今日までそのことが頭にあります”

熊本典道、静岡地方裁判所元判事、2007年

拷問と虐待

弁護士を付される
権利の侵害

45年以上も無実を訴えてきた袴田は、日本で最も長く拘禁されている死刑囚の1人である。日本では、死刑囚は全員が独居拘禁される。袴田は、姉、弁護士、限られた支援者との短時間の面会以外は、30年以上も独房に入れられてきた。現在、精神状態が、深刻な悪化の兆しを見せている。

日本の刑事司法制度は、有罪を確保するために、代用監獄制度の下で引き出された自白に大きく依存している。この制度では、警察は被疑者を最長23日間にわたって勾留し、弁護人の立会いなしで取り調べることができる。この間に拷問や虐待によって自白が得られることが通例で、日本の有罪率は、99パーセントである。

死刑相当犯罪は19あるが、実際には殺人で有罪となった場合にのみ死刑判決が言い渡される。現在死刑囚は100人を超える。2006年から2010年の間に37人が処刑された。執行はすべて秘密裏に行われる。死刑囚は執行のほんの数時間前に知らされ、家族は執行後にしか知らされない。

今すぐ行動を！

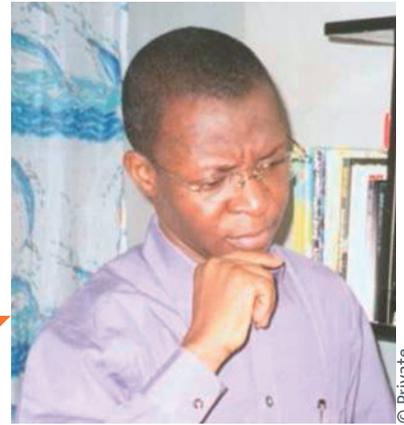
当局に以下の要請をしてください。

- ★ 法的またはその他の可能なあらゆる手段を使って、袴田巖の死刑執行を止めるよう要請する
- ★ 袴田巖が、公正な裁判の国際基準を満たす手続きによって再審を受けることを保障するよう要請する
- ★ 拷問と虐待の申立て、および効果的な法的支援を受ける権利を侵害されたことについて、調査するよう要請する
- ★ 代用監獄制度を廃止するか、あるいは、すべての取調べ過程に電子的記録を導入することを含め、この制度を国際基準に合致させるよう要請する
- ★ 死刑の全面廃止に向けて、すべての死刑執行と死刑判決を停止するよう要請する
- ★ 法律を改正し政策や慣例を変更して、国際基準にあった公正な裁判を保障するよう要請する

宛先(法務大臣)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省
平岡秀夫法務大臣
ファックス：03 5511 7200
(広報室等を経由)

ハンフリー・ ジェファソン・ エジケ・エレウエケ インドネシア



© Private

38歳のナイジェリア人、ハンフリー・ジェファソン・エジケ・エレウエケ(ジェフ)は2003年に薬物犯罪で逮捕され、2004年に死刑判決を受けた。

2003年8月2日、ジェフが所有・経営するジャカルタ市内のレストランの従業員の部屋で、1.7キロのヘロインを警察が発見し、ジェフは薬物所有で逮捕された。

ジェフは薬物の輸出入・販売・取引に関する罪で起訴された。死刑の可能性のある犯罪である。しかし逮捕時にも、取調べや拘禁中にもジェフに弁護士はつかなかった。市民的および政治的権利に関する国際規約(ICCPR)第14条やインドネシアの刑事訴訟法(領事に連絡し援助を受ける権利を保障)に違反して、ジェフは合わせて5カ月間、弁護士なしで拘禁された。インドネシアは2006年にICCPRに加入している。

ジェフは取調べの際に何度も殴られたと申し立てた。ヘロイン所有を自白する調書に署名せず共犯者を言わなければ、撃ち殺すと脅迫されたとも述べた。しかし2004年4月の裁判記録によれば、どのような形の強要も受けていない、とジェフは述べている。

判決には、「『ナイジェリアから来た黒い肌の人間』は警察の監視下にある。我が国で薬物取引をしている疑惑があるからだ」という趣旨の文言があった。このことから、裁判手続きの公平性に懸念が生まれる。ICCPRは、すべての人が権限のある独立した公平な法廷で、公正な公開裁判を受けることを求めている。ICCPRは、人種、肌の色、国民的あるいは社会的出身を含む「いかなる種類の区別もなしに」すべての個人の権利を尊重かつ保護することを、各国に明確に義務付けている。

2004年4月、ジェフは中央ジャカルタ地方裁判所で、薬物を所有・販売したとして有罪となり、死刑判決を言い渡された。2004年6月に高等裁判所が、そして同年11月には最高裁判所が、この判決を支持した。

2004年11月、ジェフのレストランの元所有者チャールズ・カヌ(別名ケリー)が、警察に対し、ジェフが逮捕され有罪になるように、レストランに薬物を仕込ませたと警察に告げたと伝えられた。カヌは後に刑務所で死亡したが、薬物関連で起訴され刑務所にいる時に、カヌがこの告白をしたのを目撃したと数人が証言した。これらの証人の供述は最高裁への再審請求に盛り込まれたが、2007年9月、請求は却下された。同じ年、最高裁判所は薬物犯罪に対する死刑の適用は合憲であると判断した。

ジェフは現在、ヌサカンバンガン刑務所で、死刑の執行を待つ身である。ジェフは大統領への恩赦請願を行っていない。自分は無実を主張

“「ナイジェリアから来た黒い肌の人間」は警察の監視下にある。我が国で薬物取引をしている疑惑があるからだ。”

ハンフリー・ジェファソンの第一審の判決の一部の要旨

拷問と虐待

弁護士を付される
権利の侵害

しているのだから、やっていない罪の許しを求めるべきではないという考えからだ。

インドネシアは、まだ刑法で拷問を犯罪と規定していない。

インドネシアには100人を超える死刑囚がいる。そのうち半数は薬物取引で有罪となっていて、外国人も多い。2008年には10人が処刑されたが、それまでの10年間の執行数は合わせて11人だった。2010年に死刑判決を受けた人は少なくとも7人だが、2009年以降は執行がない。

2010年8月に恩赦法が改正され、死刑囚が申請できる大統領恩赦は、最終評決から1年以内に1回のみとなった。拷問は憲法で禁止されているが、警察による拷問が広く行われ、強制的な自白が裁判で採用されることは日常茶飯事である。死刑相当犯罪で起訴された人を裁判開始まで最長231日間拘禁することができる。司法部門の汚職や司法の独立に深刻な懸念がある。

今すぐ行動を！

当局に以下の要請をしてください。

- ★ 法的またはその他の可能なあらゆる手段を使って、ハンフリー・ジェファソンの死刑執行を止めるよう要請する
- ★ ハンフリー・ジェファソンが、公正な裁判の国際基準を満たす手続きによって、再審を受けることを保障するよう要請する
- ★ 拷問を犯罪と定め、拷問や虐待の申立てを調査し、そのような強要によって得られたすべての供述が、あらゆる再審から完全に除外されることを保障するよう要請する
- ★ 死刑の全面廃止に向けて、すべての死刑執行と死刑判決を停止するよう要請する
- ★ 法律を改正し政策や慣例を変更して、国際基準にあった公正な裁判を保障するよう要請する

宛先(司法長官)

Attorney General of the
Republic of Indonesia
Jl. Sultan Hasanudin No.1
Kebayoran Baru
Jakarta Selatan 12160
Indonesia

ファックス +62 21 725 0213 /
+62 21 739 2576

アフタブ・ バハドウル パキスタン



© Amnesty International

アフタブ・バハドウルは1992年9月5日、ラホールでもう1人の男性とともに、殺人容疑で警察に逮捕された。そして弁護士が見つからないまま数カ月間、警察で拘禁された。警察は、連続して数週間も拘禁を続けることがよくあり、時には起訴の準備ができるまで1年も拘禁し続けることがある。拘禁が違法だと法廷で訴えたり、保釈を申請したりするチャンスはほとんどない。

アフタブ・バハドウルがようやく審理に出廷したのは、1993年になってからだった。彼は無罪を主張し、警察に犯行現場に連行され無理やり指紋を残されたと述べた。共同被告人のグラム・ムスタファも、拷問されて無理やり指紋を残されたと主張した。判事は、2人の申立てを何も言わずに書きとめた。

アフタブ・バハドウルには裁判で国選弁護人がついたが、この弁護人は証拠を提出することもせず、弁護側証人を召喚することもしなかった。パキスタンの国選弁護人は、研修も報酬も不十分なことが多く、被告人からも報酬をもらわない限り手を抜く可能性がある。

1993年4月13日、アフタブ・バハドウルは、1987年から1994年まで存在したラホールの迅速裁判第二特別法廷で、裁判にかけられ死刑判決を受けた。死刑が適用される可能性のある政治犯罪(暴力の有無は問わず)や、殺人を含むある特定の犯罪については、この法廷だけが裁判権を有していた。この法廷は、通常の司法制度の枠組みの外で機能し、退職した判事が指揮していた。上訴は、特別最高上訴裁判所(これも通常の最高裁判所とは別)にのみ行うことができた。起訴してから裁判開始までの時間や、審理の長さ、上訴手続きにかかる時間についての制約は厳格だった。この迅速法廷を定めた法律は1994年に破棄されたが、この法廷で裁判にかけられた多くの人がまだ投獄されたままで、その中にはアフタブ・バハドウルと同じく死刑判決を受けた人々もいる。

アフタブ・バハドウルは、特別最高上訴裁判所に上訴した。この時も国選弁護人がついた。上訴申請書は日付が記入されておらず、1枚の紙に一般的な論点が4項目書かれただけのものだった。その4項目とは、「検察側が合理的な疑いを超えて有罪を立証していない」「有罪の証拠が十分に信用できない」「依頼人は無実である」「第一審の判決は恣意的で憶測に基づいたものだ」であった。

“私は警察に拷問され、それから両手に油を塗りつけられました。そして部屋中にその手を押し付けられました。そうやって警察は指紋を手に入れたのです”

アフタブ・バハドウル

拷問と虐待

特別法廷

1994年3月27日、特別最高上訴裁判所で死刑判決が確定した。
2010年、アフタブ・バハドゥルは大統領に恩赦請願を行った。
現在、ラホールの刑務所に収容されている。

2008年に大統領がすべての死刑判決を減刑すると約束したにもかかわらず、未成年者を含む非常に多くの人々に死刑判決が言い渡されている。死刑囚は8000人を超えており、判決を受けてから何年もたっている人々も多い。
死刑が最も頻繁に適用されるのは殺人罪だが、それ以外にも、市民のおよび政治的権利に関する国際規約に定められた「もっとも重大な犯罪」の範疇に入らないような、人の死を伴わない犯罪を含めた約30の犯罪に死刑が適用され得る。
通常の司法制度の枠組みの外で機能している反テロ法廷では、警察および治安機関が強大な権限を持つ。司法制度内には、汚職があり、司法が独立しておらず、差別があるなど、組織的な問題が存在する。

今すぐ行動を！

大統領に以下の要請をしてください。

- ★ 法的またはその他の可能なあらゆる手段を使って、アフタブ・バハドゥルの死刑執行を止めるよう要請する
- ★ 拷問と虐待に関するすべての申立てを調査し、そのような強要によって得られた供述や証拠が、あらゆる再審から完全に除外されることを保障するよう要請する
- ★ アフタブ・バハドゥルが、公正な裁判の国際基準を満たす手続きによって、再審を受けることを保障するよう要請する
- ★ 死刑の全面廃止に向けて、すべての死刑執行と死刑判決を停止するよう要請する
- ★ 市民のおよび政治的権利に関する国際規約に基づく義務を十分に遵守し、法律を改正し政策や慣例を変更して、国際基準にあった公正な裁判を保障するよう要請する

宛先(大統領)

President of Pakistan
Pakistan Secretariat
Islamabad
Pakistan

ファックス: +92 5192 04974